

西村から「日本政府として従来話合の経緯もあり第 15 条はりやく奪財産をふくまないと解していたが、本条の文言はりやく奪財産をカバーすると考える」と述べた。(15 日、西村から石黒賠償次長に話しこの解釈に賠償庁の同意を取りつけてあつた)。

C P C 代表から「しからば第 15 条所定の期間の経過後、5 年先、10 年先にりやく奪財産が発見された場合に日本政府はどうするつもりか」と質問した。西村から「当該国との外交交渉で処理できよう」と述べたところ、石黒賠償次長から「りやく奪財産返還の法令上の根拠がなければ処置のしようなし」との異論がで、西村から「正当な所有権に基づかないで物を所持している場合、日本の法令はその者に所有者としての保護を与えない。取得時効は 20 年である」と説明し、C P C 係官は「日本裁判所において所有権の保護を求めるというのでは、不十分であり、日本政府として責任をとるべきことを明かにすべきである。関係連合国と個別取極を結ぶべきである」と主張し、わが方は平和条約第 26 条（最恵国待遇）の関係から個別取極に賛成しないと答えた。

結局 (1)個別取極の締結 (2)第 15 条の期間延長（フィン書記官提案）、(3)外交交渉の三つの方法があるわけであるが、日本としてはどちらをとるかとなれば第 3 の方法をとりたいと答えた。

これに対し先方は不満気であつた。が、この問題は、これで打ち切りとなつて、爾後彼我の間に取りあへられなかつた。

平和条約第 15 条のりやく奪財産に対する適用問題に関する彼我の交渉の記録は、附録 7 に収録してある。

第 2 章 在日連合国財産

第 1 節 平和条約第 15 条(a)

7 連合国の政策及びわが反応

在日連合国財産に関する連合国の方針は、1947 年 3 月 6 日極東委員会採択の対日基本政策に明定された。すなわち、連合国最高司令官は戦争中押収または没収された連合国財産を所有者に返還する権限を与えられ、財産が損害をうけ、または滅失している場合には所有者の補償請求権が留保されることになった。

他方、日本では 1945 年 9 月 13 日の連合国最高司令官の指令 SCAPIN-26 によつて政府は在日連合国財産の保存措置を執り、次で 1946 年 11 月 22 日の最高司令官の指令 SCAPIN-926 及びその他 3 箇の指令 (SCAPIN-1354, 22 Nov. 1946, SCAPIN-1880, 22 Apr. 1948, SCAPIN-1880/4, 22 Nov. 1949) によつて財産の所有者に対する返還を開始した。

平和条約の準備時代にわが方が在日連合国財産の返還及び補償問題についていかなる関心を有したかは、りやく奪財産に関すると同よう、当時 (1950 年 9 月) 外務省が外交部を通じて国務省に提出した「在日連合国財産及び枢軸国財産」United Nations Properties and Axis Properties in Japan なる調書が第一編「連合国財産」のⅦ「連合国財産に関する要望」Desiderata concerning United Nations Property で左の趣旨を述べているところから窺知される。

「1 返還

返還すべき財産は開戦後直接に日本政府、軍事、公共の機関又は個人の脅迫又は悪意ある行為 duress or wrongfull acts によつて移転された財産に限定し連合国人が自ら処分した財産をふくむべきでない。

返還請求に期限を付されたい。

2 保存

保存は敵産管理に付された財産のみならず敵産管理に付されなかつた財産に対しても行うよう命令されておる。修理費も日本が負担しているが修理は天災に基く被害の修理までふくんでいる。これは不当である。敵産管理に付されなかつた財産の保存は、いわば所有者不在の財産の管理と見るべきであつて、これら財産の保存のため支出した費用は返還してもらいたい。

3 特殊財産管理勘定

財産の所有者たる連合国人は特殊財産管理勘定に預託してある自己の財産の処分から生じた金額を自由に引き出すことを許容されている。自己の財産の返還を要求する意思ある連合国人に対してはこの引出を停止することにしたい。

4 補償

(i) 連合国人の補償請求権は、敵国人にのみ適用された戦時特別措置の直接の結果である損害を被つた財産に限定すべきである。日本人も外国人も同じように被つた避けられない戦争損害と自然的な損失は補償の範囲外におくべきである。

(ロ) 返還された財産で戦争中に価値を増加しそのまま返還されているものについては価値増加分並びに天災のため及び不在者のための管理のため必要となつた支出は日本の請求権のうちにはいるものと認められたい。

(ハ) 補償に関する日本政府の財政負担を最小限にへらしてもらいたい。」

りやく奪財産について述べたように、この準備時代には対日平和条約はイタリアとの平和条約に似たものとなるという想定で、従つて、在日連合国財産についてもイタリアとの平和条約第78条の例にならうものと考えられた。例えば、前章でりやく奪財産について引用した1949年8月作成の「対日平和条約想定大綱」は「5、戦争より生じた請求権」の「(2)日本における連合国財産」の部に次のように記述している。

(イ) 連合国人が開戦当時日本において有していた一切の権利及び利益（無体財産をふくむ。）を回復する。

右の返還により損失をうける日本人に対しては日本政府が補償する（GHQ指令）。

右の回復に要する費用は、条約実施のために敗戦国の負担すべき他の諸経費と同性質のものとして当然日本の負担となる。（イタリア平和条約第78条第1項及び5項）。

（注）連合国人の特許権、実用新案権、意匠権については、連合国人工業所有権戦後措置令（昭和24.9.1施行）により、戦時中取消された権利は回復され、また、戦争開始の日から右回復申請の日までの間を存続期間に算入せずそれだけ延長され、更に、戦争開始の日から前1年以後に連合国人がいずれかの国に最初の出願をなした場合には、日本において優先権を有することになった。平和条約においては右の措置をそのまま確認する規定が置かれることになる。

(ロ) 戦争の結果として連合国人が右の財産の返還を受け得ないか又は損失を被つた場合には（空襲に因る損害を含む。）、邦貨により一定率の補償をさせられる可能性がある（再生価格基準）（イタリア平和条約第78条4項）。

日本から分離すべき地域における連合国人の財産の損害に関しても補償の義務は、日本側が負うが、本件補償は賠償勘定に包含される可能性もある。（イタリア平和条約第78条7項）。

8 対日平和7原則

1950年11月24日国務省が公表し、1951年1、2月ダレス使節団との交渉に際し1月26日先方から交付を受けた合衆国の「対日平和7原則」のうちの関係条項、すなわち、

(14)

第6原則「請求権」の内容及びこれに対する当時の事務当局の意見は、前章りやく奪財産の2「対日平和7原則」の部に記載のとおりである。

9 第1次交渉

1951年1、2月ダレス特使との第1次交渉は、大要次のような経過をたどつた。

冒頭「対日平和7原則」と「議題表」の交付を受けた。議題表10は「賠償及び戦争請求権」Reparation and War Claimsで「これらの点に関し条約の規定はいかにあるべきか。日本の金」と簡単に記載してあつた。

これに対し、わが方は、30日夕吉田総理の私見として見解を提出した。議題10に対し表明された見解のうち「在日連合国財産」に関する部分は、次のとおり簡単なものである。

「 、 、 、 、 、

2 戦争に基く請求権

7原則の第6に略述された処理に対してわれわれは異議を有するものではない。しかし、われわれは次のことを申し述べたい。

「 、 、 、 、 、

「 、 、 、 、 、

(C) 在日連合国財産。在日連合国財産の返還をできる限りすみやかに完了するために、必要な措置を執られるよう希望する。

「 、 、 、 、 、

1月31日の総理ダレス第2回会談でダレス特使はわが方の意見をコメントした。わが方作成の「会談録」は、特使が「在日連合国財産」に関するわが意見に対して「異存ない」と述べたと簡単に記録している。

次いで、2月5日の会談でダレス特使は在日連合国財産について条約実施後18箇月位の申請期間をおく必要がある趣旨を述べた。

2月5日の会談の最後に先方は「対日平和7原則を基礎として米国の考えている平和条約案の構想を認めた文書をお渡しする」といつてProvisional Memorandumと題する文書を交付した。この文書は「今後における審議と利害関係国との間における今後の協議に

(15)

従うことを条件として、合衆国は、次の方針に沿う平和条約を考慮する」と前置きし「前文」以下合衆国の平和条約の具体的構想を記述したものである。この文書で合衆国の対日平和条約の具体的構想ははじめて表明された。この文書は、第1次交渉によつて彼我間に一応合意された他の文書—安保条約関係文書—といつしよに、交渉終了に際し、2月8日、井ロアリソン公使間でイニシアルされた。

10 暫定覚書 Provisional Memorandum

1951年2月3日の暫定覚書は、「戦争から生じた請求権」Claims Arising Out of the War の項で次のとおり規定した。

「すべての当事国は、戦争中1945年9月2日以前に執られた行為から生じた請求権を放棄するものとする。但し、

- (1) 各連合国及び与国は、大公使館及び領事館財産並びに二三の他の限られた部類のものを除き、自国の領域内にある日本の財産を保留し、且つ処分するものとする。また
- (2) 日本国は、日本国における連合国財産を請求により回復し、又は、右の財産が、日本国政府の管理の下に取り上げられたると否とを問わず、原状のまま回復し得ないときは、損失価格を補償するために円貨を提供するものとする。(これらの二つの例外の詳細は附属第1に記される。)

日本国は、降伏以降日本国における占領軍隊の存在から生じた一切の請求権を放棄するものとする。」

在日連合国財産の「返還」と「補償」は、すなわち、(2)に明定されており、更に、この原則の実施細目は暫定覚書の附属第1の2に詳細規定し、紛争の解決は附属第2に規定してあつた。附属第1の2及び附属第2の内容は次のとおりである。(注)

(注) 附属第1の1は上記例外の(1)連合国に在る日本国財産に関するものである。

附属第1

1 、 、 、 、 、

- 2 (a) 所有者が強制又は詐術によらず自由にその財産を処分したものである場合を除き、日本国は、条約の効力発生の日から6箇月以内に、要求に基き、日本国内にある連合国及び連合国民の有形及び無形の財産並びに財産に関する一切の権利又は利

益を返還し、且つ、右のような財産が、日本国政府の管理に付されたか否かを問わず、戦争の結果として喪失され又は毀損された範囲において、条約の効力発生の時に (1)同様の財産を買い入れ、又は (2)当該財産を1941年12月7日現在の状態に回復するのに必要な額に等しい円貨による補償をなすものとする。連合国民一般に適用される日本の特別の戦時制限をその活動及び財産に適用されなかつた者に対しては、補償は、なされないものとする。連合国及び与国並びにその国民の補償請求は、この条約の効力発生の日から18箇月以内に当該国政府から日本国政府に提出するものとする。

- (b) 補償に関する合意が請求提出後6箇月以内に得られなかつた場合には、関係国政府のいずれでも、条約に規定されている仲裁裁判所に当該案件を付託することができる(附属第2参照)。
- (c) 財産に関する権利又は利益は、戦争の結果日本国内にある財産を喪失し又はこれに対して損害を受けた連合国法人以外の法人に関して直接及び間接に保有する所有者としての利益を含むものとする。右の喪失又は損害に関する補償は、(a)項の所有者に対して支払わべき補償に対して、当該会社又は組合において本人の有する積極的利益が全資産に対して占める比率と同じ比率においてなされるものとする。
- (d) 円貨による補償は、無利子で毎年同額の4箇年賦でなされるものとし、認められた請求の総額が4百億円を超過するときは、総額が右の額となるように比率的に減額されるものとする。補償のため支払われた円貨は、日本の外国為替に関する諸規則によるの外、外国為替に転換することができないものとする。合意の成立した請求に関する補償支払は、係争ある請求の最終的裁決を待たずして開始するものとする。

附属第2

紛争に関する規定の詳解

解釈又は実施

条約の解釈又は実施に関する連合国の一国と日本国との紛争で、外交的経路によつて解決されないものは、紛争の一方の当事国の要求により、特別の合意をまたず、国際司法裁判所に決定のため付託されるものとする。日本国及び連合諸国で国際司法裁判所規程の当事国となつていないものは、この条約の批准を寄託する日に、国際司法裁判所書

記に、この項に述べられているような性質の一切の紛争について全般的に、特別の合意をまたず、裁判所の管轄を受諾する旨の一般的宣言を寄託するものとする。

請求権

請求権に関する事項に関する連合国の一国と日本国との間の紛争で、外交的経路その他により解決されないものは、当事国のいずれでもこれを仲裁裁判所に付託することができるものとする。この仲裁裁判所は、この条約の効力発生の日から3箇月以内になされる寄託国政府の要求により、国際司法裁判所所長の指名する3名の法律家をもつて構成するものとする。この指名は、第2次世界戦争において中立であつた諸国の国民のうちから、これを行うものとする。裁判所の欠員は、同様に、寄託国政府の要求により、国際司法裁判所所長の指名により補充するものとする。裁判所の決定は、多数決によるものとし、最終的且つ拘束力あるものとする。

仲裁裁判所の構成員の給与は、国際司法裁判所所長が日本国政府と協議して定めるものとする。日本国政府は、裁判を行うについての経費を支払うものとする。但し、この経費は、裁判所の構成員及び職員の給与を含み、案件の準備及び提出について他国の政府が支出した経費を含まない。

裁判所の権限及びその構成員の任期は、日本及び連合国の多数がそれ以前又は以後の期日を定めることに合意しない限り、この条約の効力発生の日から10年をもつて終了するものとする。

要するに暫定覚書によれば、在日連合国財産は

- (イ) 条約の効力発生後6箇月内に要求に基き返還する。
- (ロ) 財産が日本政府の管理に付されたか否かを問わず、戦争の結果として喪失又は毀損された範囲で条約の発効時に同様の財産を買い入れ、又は、1941年12月7日現在の状態に回復するに等しい補償を円貨でする。
- (ハ) 補償請求は条約発効から18箇月以内に当該国政府が提出する。
- (ニ) 補償に関する合意が6箇月内にできないときは、国際司法裁判所所長の指名する3名の法律家よりなる仲裁裁判所に付託する。裁判所の存続期間は10年とする。
- (ホ) 円貨による補償は無利子で毎年同額の4箇年賦でされ、総額4百億円で打切りとする。

という骨子である。

7日午前の総理ダレス会談でダレス特使は、5日交付の条約基礎案、日米集团的自衛協定案、実施協定案について「何か御意見はないか」と総理の感想を求めた。その折、在日連合国財産に対する補償に関するわが方の質問に対しダレス特使は「その活動及び財産が一般に連合国人に適用される日本の戦時特別制限に服せざりし者には補償の要なしとあるは、敵人として取り扱われず友邦人として取り扱われたる者には補償の要なしという意味である」と説明した。この会談の最後で、特使は、米国は上記の三文書に現わされた方針（条約基礎案の最後に附記されたゼネラル・オブザーベーションのうちに明記してある）を体して他の連合国と交渉を進める所存であるが、この方針を貫きとおせるかどうか疑問がある。ある程度の妥協が必要となりはしまいかを恐れるといつて、妥協のやむなきにいたる恐れのある点を列挙した。「例えば賠償の如し。在日連合国財産に対する賠償を4百億円（4年間に円貨にて支払う）に打切り、しかも、この円は外貨にならず日本内地に再投資する外なし。これらの事情を考えれば、賠償打切りについて比その他の同意をとりつけるには、困難なきにしもあらず。イタリア条約の例にあるごとく生産物賠償をある程度考えざるべからざるやも知れず。研究しおかれんことを希望す。また、日本の金についても、問題あり。」と述べた。

2月7日総理ダレス会談録は、附録8に収録してある。

11 3月14日の米国提案

3月14日先方の要請で、井口次官、外交局にボン・ド参事官を往訪した。ダレス使節団と会談の結果彼我の間にイニシアルした暫定覚書（平和条約の基礎案）に対し米国の希望する修正と追加の諸提案を盛つた覚書を手交された。

覚書は附録9に収録してある。

先方の修正ないし追加の提案の第5は、次のように述べていた。

「(5) 戦争から生じた請求権

在日連合国財産の戦争による喪失又は毀損に対する補償について、暫定覚書の附属書に詳細な規定があつた。日本がこの附属書の趣旨にそつ国内法を制定することとし、条約には、日本の国内法に従つて、日本の為替管理規則に従う円貨で補償すること、

並びに、連合国人は日本国民に与えられる待遇より不利な待遇をうけてはならぬことだけを規定する。」

12 3月16日のわが方の回答

3月15日午前及び午後の会議でわが方の回答案を作成した。「覚書について」と題するものである。会議参加者は、高橋、安藤、藤崎、三宅、後宮、午後は大蔵省伊原理財局長を加え、西村が司会した。

米側の提案に対し回答する機会に、第1次ドレス使節団会談後わが方（前記5名に西村を加えて6名）でイニシアルされた5文書を詳しく研究して得た結論—わが方の要請—を公式に米側に提示することができれば幸いと考え、14日夕の会談でその趣旨を述べたところボンド参事官は承諾した。わが方は、この機をさいわいに、15日の午前かねて作成してあつた作業の総仕上げをした。これが「イニシアルされた文書に対する意見及び要請」である。

この日（15日）、総理は多忙で晩餐会に人を招待しておられた。晩餐会の前、少時、堀田大使、井口次官、西村から総理に説明した。「覚書について」は逐条説明をきかれ事務当局の結論にすべて賛成された。ただ「千島列島の範囲の決定を日ソ間の協定に委すことを否とする理由はいわぬがよろしい」との指示を与えられた。「意見及び見解」については、堀田大使から、よくできていて、無理な注文はなく、政治的にいつておくべきことはいつてあるから、この機会に、米側に提出したがよろしいと進言してもらつた。西村からは、文書にとりあけてある諸点は、すべて、合理的なものと思ひ、技術的な問題であるから、提出してよろしいとの「総括的許可」を与えていたきたいと願つた。総理は、上気嫌で例の茶目氣を出して「条約局長にだまされはせんよ。明朝までまて。今夜読んでおく」といわれた。

3月16日朝総理多忙でつかまえられず。10時半から院内閣議室に入つて、閣議の終了をまつ。11時すぎ閣議終了。首相に対し、その意見を求めた。総理は「けさまだ書類はみていない」といわれる。できた英文（「覚書について」）を差しでしたが、重要な文書だから今一応考えたいといつて午後2時目黒にくるようといわれた。そこで「意見と要請」の提出について、丁寧に、しかし、強く、これを米側に提出することについて総括的

に許可されるよう願つた。総理は、よろしいと許可された。

16日午後、幣原議長告別式から帰邸された総理に「覚書について」の英文を呈示した。千島列島の範囲についてのわが方の提案理由を省略するようとの指示があつて、そのように改めることとした。

「意見と要請」については、最後の項—行政協定第4章を簡単な原則的条項としたいとする点—におけるわが方の提案の理由は省略するがよいとの指示があつた。

よつて、英文を改めてタイプし、「覚書について」は、16日午後4時半井口次官からボンド参事官に手交した。

「意見と要請」は、英文の作成が5時過ぎになつたので、17日午前11時井口次官（西村同道）外交部に赴きボンド参事官に手交した。16日のわが方の回答は「覚書について」の5「戦争から生じた請求権」の項にあるように左のとおり「同意」の旨を述べている。

「補償の実施を日本が付属書(1)に含まれている原則に従つて、自發的に制定する国内法に委任されることに異存はない。但し

(i) 条約文において in no event, would nationals of the Allied and Associated Powers receive less favorable treatment than that accorded to Japanese nationals なる条項は削除されたい。けれど日本国内における、日本人財産に対する戦争損害についてはなんら補償を考慮していないし、その他の戦争損害に対する補償は、たとえ行うとしてもきわめて僅少なものしか与えられないことをおそれる。しかるに連合国人に対する待遇が日本人に対する待遇よりも不利でないことを条約にうたえば、自然日本人に対する補償をつりあけざるを得ない結果となるからである。

(ii) 補償について、請求者と日本政府との間に合意が成立しない場合は、付属書(1)及び(2)に掲げている仲裁裁判の代りに、混合委員会をして最終的に決定せしめることが實際的であろう。」

3月16日付のわが方の回答は附録10に収録してある。

13 3月23日の米側回答

上記のわが方の回答とイニシアルされた文書に対する意見及び要請のうち平和条約に関

する部分について、3月23日、外交部ボンド参事官は米国政府の回答を井口次官に手交した。

この回答において、米国政府は、在日連合国財産について (i)損害補償問題につき日本国民に与える待遇に言及しないことに同意する。(ii)日本の希望する混合委員会による紛争の処理に反対しない（但し、現在この点について最終的コミットメントを与えることはできない旨を付言する）ことを明らかにした。わが要望は達成された訳である。

先方の回答は、附録11として収録してある（注）。

（注）米側文書に対しわが方は「貴方の意見にすべて賛成である」旨の回答案を作成したが、先方に提出しなかつた。わが方としてはなんのステップもとらないことにした。

14 3月27日平和条約草案の受領

りやく奪財産の章で説明したように、日本政府は、3月27日はじめて対日平和条約草案の内示をうけた。同案は、第六章「請求権及び財産」Claims and Property 第15項に次のように規定していた。

「日本国は、所有者が強制又は詐術によらず自由にその財産を処分した場合を除き、この条約の最初の効力発生の日から6箇月内に、要求に基き、各連合国及びその国民の日本国内にある有形及び無形の財産及び種類のいかんを問わず、すべての権利又は利益を返還する。日本国にある連合国国民の財産の戦争による喪失又は毀損の場合は、補償は日本国の外国為替に関する規則に従う円貨で日本国内法に従つてなされる。」

“Japan will return, upon demand, within six months from the first coming into force of this Treaty, the property, tangible and intangible, and all rights or interests of any kind, in Japan of each Allied Power and its nationals, unless the owner has freely disposed thereof without duress or fraud. In the case of war loss or damage to property of nationals of Allied Powers in Japan compensation will be made in accordance with Japanese domestic legislation in yen subject to Japanese foreign exchange regulations.”

15 4月4日のわが方意見の提出

3月27日午後6時総理公邸に招致され事務当局において至急条約案を研究するよう命ぜられた。28日、高橋、後宮、西村で条約案を検討し、29日意見を文書にまとめ、夕刻公邸で条約案原文および訳文と意見書案を総理に提出した。

4月1日総理大磯から帰京、事務当局の意見の趣旨でシーボルト大使に連絡方指示され、2日英文作成、3日英文について総理に説明しその意向ですこし簡略にした上、4日午前井口次官からシーボルト大使に意見書を手交した。提出された文書は、在日連合国財産についてはふれるところなかつた。

16 ダレス特使の再訪

4月11日トルーマン大統領はマックアーサー元帥の罷免を発表し、同日タシーボルト大使は、目黒公邸に総理を来訪しマ元帥の更迭を伝えるとともに米国の対日政策に変更なかるべき旨を確認した。同日ホワイト・ハウスは声明を発表して既定の原則により対日平和条約をすみやかに締結する方針なること、及び、対日平和の解決の重大性にかんがみダレス特使が日本を訪問すべきことを明らかにした。

ダレス特使一行は、4月16日着京した。

17 英国の平和条約案

17日午前井口次官（西村同道）大磯に総理を訪ね、総理ダレス会談の資料として事務当局において作成した書類（注）について説明した。説明の中途本省から、外交局より午後4時次官及び西村の来訪方要求ある旨連絡があつたので、いそいで東京に帰り外交局に出頭した。そのおり、フィアリー随員が英国の平和条約案を内示し同案に対する日本側の意見の回示を求めた（前章りやく奪財産の4「第2次交渉」参照）。

英国の平和条約案は第6章「財産、権利及び利益」の第1款「在日連合国財産」に第26条として開戦の日に日本に在つた連合国及び連合国人の財産の返還を規定し、内容は

リア平和条約第 78 条と全く同じであつた。ただ、損失補償額がイタリア条約では「被つた損失を償うために必要な額の 3 分の 2」とあるところが日本の場合には 100 パーセントになつていところが相違していた。

英国の平和条約案は、また、第 8 章「紛争の解決」の第 35 条 (イ) で第 23 条 (賠償)、第 24 条 (りやく奪財産)、第 25 条 (日本による請求権の放棄)、第 26 条 (在日連合国財産)、第 30 条 (戦前に存在した債務及び契約並びに取得された権利から生ずる金銭債務) に関する紛争は特別法廷に付託することを規定した。

先方の求めに応じ 20 日提出した英国の平和条約案に対するわが方の意見書はすでにりやく奪財産の 4 に掲げてあるように「、、、英国案はかかる現実の事態の推進と完成とを妨げるものである。この見地から英案の条項のうちには、もはや必要を感じられないもの、又は、しかく詳細に規定する必要のないものが少くないように思われる。概言すると、米国案がはるかに望ましくあり、現実の事態に即応し合衆国において、あくまで既定方針どおり、米案の実現に努力されるようちゆう心希望し、その成功を念願するものである」とした。

この意見書については、りやく奪財産の章で説明したように、翌 21 日事務局からフィアリー随員に対し英国条約案につき逐条わが意見を補足開陳した際在日連合国財産 (第 26 条) について左のとおり述べておいた。

「米案の方がベターである。(1)この条の規定は、連合国最高司令官の覚書によつて大部分処理済である。(2)かかる措置を変更するような条項は適当でない。例えば、外貨債の国庫肩代りのごときは、関係連合国で是認しその上で戦後処理が考究されている。この条の規定はかえつて、占領中とられた措置をみだし、又は現に話し合われている処理案を困難にするだけである。(3)損害に対する補償が対イ平和条約のように、再取得価額の 3 分の 2 でなく 100 % である点おもしろくない。」

18 4 月 18 日の総理ダレス会談

4 月 18 日の総理ダレス会談でダレス特使は、第 1 次交渉以後における平和問題の推移を報告した。そのうち、在日連合国財産問題について、ダレス特使は、次のように述べた。

(24)

「米国案の原案のように条約に 詳細規定を設けるか、その後日本側に提示し同意を得たように日本国内法に一任するかは、米英会談の結果をみて決定したい。日本の国内法の準備は、それまで見合わされてよろしい」

これは、上述の極秘に内示をうけた英国条約案が在日連合国財産の返還と補償について詳細規定を設けており、特使が同日の会談で言つたように「英国案は、最近提示された。昨日、日本側に見せたように、詳しい内容のものだ。日本側の意見を提示されたい。来週英国使節団がワシントンにくるはずだから、英米会談となろう。英国案は、日本の経済活動について制限条項を含んでいない。これは、その主張を放棄したものでない。英国は、その立場を留保するといつた。英国は、中共問題を提起した。台湾の地位の問題を提起した。英国は、これらの問題をどうしようというのか。真げんか。政治的ゼスチュアアが。自分は、結局ロンドンに行くことになろうが、それまでは、自分にも解らない」といつた情勢であつたので、在日連合国財産の返還と補償に関する条項の最終決定を米英会談の結果にかからしたものである。

19 在日連合国財産補償推定額の提出

4 月 23 日総理はダレス特使と会談した。この会談では、ダレス代表から日米間協定 (後に日米安全保障条約となつたもの) に対し日米双方から修文の希望があるが確定的な案文を得てから連絡することにしたい旨を述べ、次いでわが方から用意してあつた各種の文書を提出して意見を交換した。

提出された文書の一つは、在日連合国財産に関係するもの、すなわち、大蔵省作成の損害推定額 (Damage in Value and Amount of Allied Property in Japan) に関するものであつた。表の内容に対し質問があつたので大蔵当局から後刻補足説明をすることとなつた。

約に従い、大蔵省伊原理財局長、上田管理局課長 (西村同道) は、同 23 日午後 4 時から 5 時まで帝国ホテルでフィアリー随員 (総司令部ポーリンジャーとディール同席) に対し説明を与えた。フィアリー随員の関心は、日本側が要補償額をいくらとふんでいるかという点であつた。伊原局長は、200 億円と 300 億円の間であらうと答えた。

ポーリンジャーとディールは、内容の説明を求めた。その結果、(1)資料は公有財産を考

(25)

慮に入れていない。入れるべきだ。(四)円貨の倍率を、資料は 120 倍ないし 150 倍としている。ひくすぎるようだ。(五)外貨債に対する 戦時中の円貨払による 損失を本表に入れるのは、適当でない。(六)敵産管理法を適用されたものに限らずその適用されなかつた財産もふくますべきである一などが分明となり、今後大蔵当局と両氏との間に連絡して、より正確な資料を作成しようということになった。

5 時辞去するに際し、荷物を作りながら（一行は、5 時半ホテルをでて羽田に向つた。）われわれの説明をきいてくれたフィアリー随員は、今後いかなる問題でも日本政府に疑問なり要望なりあれば、書面で連絡されたい。いつでも好意的考慮を加えるだろうといつた。

23 日提出した大蔵省作成の在日連合国財産損害推定額は原文といつしよに附録 12 として収録してある。

20 6 月 19 日の連絡

在日連合国財産補償を国内法で制定するか平和条約で規定するかは、上述のとおり、米英間の話合で最後の決定をくだしわが方へ連絡されることになった。米英は、5 月ワシントンで 6 月ロンドンで会談（4 日ないし 14 日）した。6 月 12 日外交部は、ロンドン会談に出席したアリソン公使が 24 日ロンドンから直接東京にくる予定である旨連絡越したが、19 日に更に従来日米間に協議中であつた「在日連合国財産補償法要綱」を至急「法案」に作成してアリソン公使の在京中に討議されたいという趣旨のダレス特使の希望を伝達した。

米英会談の結果、英国は在日連合国財産補償を日本国内法で制定させようとする米国の方針に同調したわけである。

21 専門家会議の論議

後述の在日連合国財産補償法案と 並行して同法を 平和条約第 15 条に引用する方式についても彼我の間に交渉があつた。

まず日米専門家会議における彼我の意見交換は、次のような経過をたどつた。

（ 26 ）

6 月 29 日の会議で提出した書き物のなかで、補償法案についてわが方で 閣議決定をなしこれを引用する方式を先方は提案した。

わが方は、政令で制定し条約で引用する方式を説明した。先方はこれに好意を示さなかつた。わが方は閣議決定をし条約で引用する方式には異存ない旨を一応答えておいた。

7 月 3 日午前の会談でわが方は 後述のアリソン公使との会談でわが方が提出した政府書簡で補償法をアイデンティファイする方式を説明し閣議決定を条約に引用することの国会対策上おもしろくない理由を述べ、先方はこれを諒とした。

専門家会議における 意見交換は以上でつき条約第 15 条の案文はアリソン公使との話合に委ねられた。

22 アリソン公使との会談

6 月 25 日井口、西村、アリソン公使と会談の際、わが方は法案の議会提出を条約の調印後、条約の承認と同時にするよう要請した。公使は「自分としては異存ない。できるだけ貴意にそいたい」と答えた。

7 月 2 日わが方が米英ロンドン会談で作成された 平和条約案に対し提出した意見書のなかでわが方は、第 15 条について「目下協議中の補償法案を政令として制定することを総司令部に要請し、そのオーソライゼーションがあつた上政令としてすみやかに公布し平和条約には「補償は、この政令で与えられるよりも不利でない条件でなされなければならない」とするか、または、政府から目下協議中の補償法案を添えてこれを国会に提出して法律として制定する意向であることを 通告し 平和条約には「1951 年 7 月 日付日本政府書簡に言及された補償法に従い云々」とすることを考慮されたい」旨を述べた。

公使は、わが方の意見に対し補償法を条約署名前に制定することを避けたいという日本の要望には応ずる方式があるであろう、また、返還すべき在日連合国財産の規定の仕方は第 14 条の場合のように危険ではあるまい、と答えた。

公使が在日連合国財産の返還に関する規定についてわが方の危惧をなだめる発言をしたのは、わが意見書が第 15 条について、(イ)補償法の条約における引用の方式と並らべて、(四)在日連合国財産の返還について左のように述べていたに對し答えたものである。

「第 15 条(四)は、日本が 1941 年 12 月 7 日と 1945 年 9 月 2 日との間に 何時でも日本内

（ 27 ）

にあつた連合国財産を請求に応じて返還する義務あることを規定する。

これは、イタリア平和条約に 1940 年 6 月 10 日—イタリア参戦日—にイタリアにあつた連合国財産とすると規定されているのと著しく異なるところである。

日本の返還義務は、第 14 条について述べたと同じ理由によつて、不当に拡大される危険が大きい。

同一原則の採用方を考慮あらんことを切望する。」

7 月 2 日わが方の提出した条約案に対する意見書は、附録 13 として収録してある。

23 平和条約案の公表

平和条約案は、7 月 7 日午後 10 時、シーボルト大使から総理に交付され（注）、7 月 13 日午前零時公表された。

（注） 総理折あしく箱根に滞在中だったので総理の代理として西村外交部でシーボルト大使から交付をうけた。

公表された条約案の第 15 条(a)は、左のとおりであつた。

(a) この条約の効力の発生の後 9 箇月以内に行われる申請に基いて、日本国は、申請の日から 6 箇月以内に、各連合国及びその国民の財産、すなわち有体財産及び無体財産並びに種類のいかににかかわらずすべての権利または利益で 1941 年 12 月 7 日と 1945 年 9 月 2 日の間のいずれかの時に日本国内にあつたものを返還する。但し、所有者が強迫または詐欺によることなくそれを自由に処分した場合には、この限りでない。この財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担及び課金なしに、且つ、その返還のための課金なしに返還されなければならない。この財産は、所定の期間内に所有者が返還を申請しないときは、日本国政府がその定めるところに従つて処分することができる。この財産が 1941 年 12 月 7 日に日本国に所在したものであり、且つ、現在返還することができないか、または損傷もしくは損害をうけている場合には、1951 年 に日本国の国会が制定した法律第 号に従つて補償される。

(a) Upon application made within nine months of the coming into force of the present Treaty Japan will, within six months of the date of such application, return the property, tangible and in-

tangible, and all rights or interests of any kind in Japan of each Allied Power and its nationals which was within Japan at any time between December 7, 1941, and September 2, 1945, unless the owner has freely disposed thereof without duress or fraud. Such property shall be returned free of all encumbrances and charges to which it may have become subject because of the war, and without any charges for its return. Property whose return is not applied for by the owner within the prescribed period may be disposed of by the Japanese Government as it may determine. In cases where such property was within Japan on December 7, 1941, and cannot be returned, or has suffered injury or damage, compensation will be made in accordance with Law No. enacted by the Japanese Diet on 1951.

24 7 月 12 日のわが意見書の提出

公表された平和条約案に対しわが方は直ちに意見を文書で提出した。7 月 12 日外交部フィン書記官に交付したわが意見書は、第 15 条(a)について左のとおり修正を申し入れた。わが意見の全文は附録 14 に収録してある。

4. Article 15

It is suggested that in the last part of paragraph A, “In cases where such property was within Japan on December 7, 1941, and cannot be returned, or has suffered injury or damage, compensation will be made in accordance with Law No. ”, the words “as a result of the war” be inserted after “damage”. These words are found in the corresponding sentence of Article 78, 4 (a), of the Italian peace treaty, and the wording will also conform to the provisions of the draft Compensation Law.

「損傷若しくは損害を受けている、」の前に「戦争の結果として」の文句を入れて補償法案及びイタリア平和条約の当該条項と一致させようとするわが修正は、後述のとおり、容れられた。

25 平和条約第 15 条(a)の新案文

8 月 13 日先方の求によつて外交部にボンド参事官及びフィン書記官を往訪した（西村、藤崎）。フィン書記官は、平和条約第 15 条(a)で 1951 年 7 月 13 日のわが閣議決定に言及することに決定した旨を通報し、オーセンティファイした補償法案の日本語と英文各 2 通の入手と法案の秘秘解除を要望した。

決定した案文は、左のとおりである。

“Compensation will be made on terms not less favorable than the terms provided in the draft Allied Powers Property Compensation Law approved by the Japanese Cabinet on July 13, 1951.”

藤崎が作成したメモ及びフィン書記官から交付されたノートは、附録 15 に収めてある。

第 2 節 連合国財産補償法

26 5 月 4 日在日連合国財産に関する新資料の提出

わが方は、上記に述べた 4 月 23 日の約束に従い、5 月 4 日在日連合国財産に関する大蔵省作成の新資料を総司令部外交局ディール（Diell）にとどけた（高橋、影井）。

新資料は、附録 16 に収録してある。

27 5 月 5 日の米側申出と 11 日の総理の回答

5 月 5 日先方の求により（4 日夕電話あり）、ボンド参事官を往訪したところ（西村）、参事官は条約案第 15 条（在日連合国財産補償）について国内立法を平和条約で「法律第号に従い」というように引用することになったから現実に立法してほしいとのダレス特使の要望を伝え日本政府のリアクションはどうであろうか承知したいと述べた。外交局から直ちに目黒公邸に赴き大磯の総理に電話連絡したところ、「立法すると返事せよ」とのことであつたので、その趣旨を伊原局長に伝え池田大蔵大臣へ伝言と立案作業の開始を

依頼した。

なお、外交局で米英会談の結果に関する情報を読ましてもらつたが、順調に進行したという趣旨であつた。その旨も併せて総理に伝えた。

7 日朝、伊原局長西村を来訪。池田大臣に異議ありとのことであつた。午後、議会に赴き池田大臣及び岡崎官房長官に当時開会中の議会に法案を提出あるよう懇請した。双方とも条約案を発表できればともかく、でない限り今直ちに国内立法をなすことはできないとして承服せず、翌 8 日総理帰京の上池田大臣において総理と相談し結果を連絡してもらうことにして辞去した。辞去に際し、平和問題については池田大臣において責任をもつてやつてもらいたいことが多々ある。そのいずれも、結局は日本にとつて財政負担となる不利なことばかりである。有利なことなら誰でもやれる。池田大臣をまたなくしていい。日本は独立国としてあるべき本然の姿にかえりたい。そのための犠牲である。この点を是非考えていただきたいと願つておいた。

8 日午後 2 時、大蔵大臣往訪。この朝総理と大臣と協議の結果今会期に提案を見合せ、総理からダレス特使あて「責任をもつて間に合うよう国内法を制定する」との私信を出すことに一致した趣を告げられた。

総理の私信を用意した。

10 日午後井口次官シーボルト大使を訪問、総理の私信の趣旨を説明した。私信は、11 日午後、影井が外交局に持参した。

5 月 5 日先方の申出と 11 日の総理の私信は、附録 17 に収録してある。

28 在日連合国財産補償法要綱の提出

5 月 14 日午前外交局ボンド参事官から電話でダレス特使が補償に関する法律案または要綱を承知したいと申し越した旨連絡があつた。直ちに大蔵省伊原局長に伝え「いついつまでに法案なり要綱なりを提出すべし」と先方に回答したいので即急に大蔵大臣と協議方依頼した。午後参議院外務委員会に出席しているところに大蔵省主管局たる管財局の内田局長見え西村と「21 日に要綱を提出すべき」旨回答することに打合せた。要綱の立案には外務省から後宮課長と滝川事務官に手伝わすことも打合せた。

14 日午後ボンド参事官を往訪、スピンクス書記官代つて面談、21 日中に要綱を提出す

べき旨を告げた。

大蔵、外務両省間の要綱立案作業—16 日及び 17 日—は順調に進み、17 日ほぼ最終案を得た。同案は、17 日中に 1、2 の修正を加えて大蔵大臣の承認を得た。

18 日朝、目黒公邸で総理に要綱を説明し、21 日外交部に提出することについて総理の承認を得た（注）。

要綱英文は、21 日、西村からボンド参事官に手交した。

（注） 備忘録には、左のとおり記入してある。

「要綱の内容は極めて技術的でありまして」というと総理は「おれは解らぬと
いうのか」と笑つて「まあ、読んでみたまえ」とのこと。逐条読みあけて説明し
た。総理は、熱心に耳を傾け理解されるまで質問された……。

21 日外交部に提出した要綱（英文）とその和文は、附録 18 に収録してある。

29 要綱に関する応酬

5 月 28 日ボンド参事官から、わが方の要綱に対するダレス特使の質問と批評を受領した。質問ないし批評は、11 項目にわたり、新たに問題を提起して法案にいかん規定するかを尋ねてきたところもあつた。31 日午後 5 時わが方の回答を持参することを約束した。ダレス特使のロンドン向け出発に間に合わせるためである。先方の質問書とわが回答書は附録 19 及び 20 として収録してある。

先方の質問と批評は、次のとおりである。

在日連合国財産の滅失又は毀損の補償に関する法律案要綱についての質問及び予備的批評

1. 第 1 項 総則

日本政府は、(a)敵産管理法又は他の戦時特別措置の適用を受けなかつた連合国人財産の損害、及び(b)連合国の個人と区別された各連合国政府財産の損害を補償するのに必要と思われる円価額を幾らと見積つてゐるか。

2. 第 3 項「財産」の定義

補償は外貨債権に与えられるのか、又は円貨債権のみに与えられるのか。債権に対する補償は、いかなる場合に支払われうるのか。たとえば、債権者は、債務者から支払をうけることができないことを、証明しなければならないのか。特許権や商標権の

ごとき無体財産権の損害又は滅失の額を定めるのに、いかなる手段が用いられるのか。

3. 第 4 項及び第 8 項 損害額の算定基準及び補償金の支払方法

損害は平和条約の効力発生時において算定され、且つ補償金は 4 箇年賦で支払われることになつてゐるから、請求者は、補償金を受領する以前における円価値の下落から生ずることある損失を被る。よつて、補償額は支払がなされる時期に算定され、且つ補償は一時払とされたい。日本政府に要求される全補償は普通ならば数箇年にわたることになり、従つて日本政府はある年度に過度に支払うという負担からは免がれうるのである。ダレス使節団の了解したところでは、日本政府は補償全額を 400 億円に抑えるという制限を第 8 節から省くよう望んだのであり、この制限を除くことは合衆国政府にとつて満足すべきことであつた。

4. 第 5 項 2 所有権上の利益に対する補償

株式の開戦時の市場価格と平和条約効力発生時の市場価格とを比較することにより株主の損失額を算定するという方法は、円貨の購買力の低下の結果としての株価の一般的騰貴から見て、実行不能と考えられる。本項 2 は、削除することを勧める。

5. 第 6 項 補償金の請求方法

請求は、日本国と請求者が属する本国政府との間で平和条約が効力を発生する日から 18 箇月以内に提出すべきこととされたい。

6. 第 9 項(3) 補償金からの控除額

財産が有益費の投下により価値を増加している場合の補償額からの控除の規定は、実行不能であり、また望ましくないと考えられる。

7. 請求者が、滅失又は損害の額の査定を含み、請求権を立証するのに日本で生じた経費は、日本政府が支払を引き受けることとされたい。イタリア平和条約の規定では、イタリア政府がこの種の経費を負担することとされた。

8. 開戦時に日本船舶内に連合国人の財産が存在したか。もし存在したとすれば、この種の財産の滅失に対する補償を規定するのか。

9. 連合国人の利益の承継人が、特定の時期に連合国の国籍を有する場合には、補償を受ける資格があるのか。

10. この法律には、請求者に必要な書類を提供するよう規定すべきであると信ぜら

れる。

11. この法律の下で生ずる紛争を解決する目的で、中立国国民によつて構成されうる独立裁判所を設置することを、この法律に定めることが望ましいかどうかについて、日本政府の見解を求めたい。

以上の質問及び予備的意見について、日本政府が6月1日までに説明を与えられれば幸である。

1951年5月28日 東京で。

わが方は、29日及び30日、外務（西村、高橋、後宮、滝川）大蔵（内田管財局長、佐々木課長、竹内事務官）間に大蔵省立案の原案をもとに協議して回答を作成し、31日朝目黒公邸で総理に回答案を説明し総理の承認を得た。回答は、31日タボン・ド参事官に交付した。

わが方の回答は、左のとおりである。

在日連合国財産補償法案要綱に関する貴質疑及び所見に対する日本政府の意見は次のとおりである。

1 (a)の損害について

貴質問の意味は明確には把握し得ない。

- (i) もし貴質問が当方の提案した総則の後段において補償から除外したものに關するならば、日本政府においては必要資料を欠くので今直ちに評価することができない。
- (ii) もし戦時特別措置の適用を受けなかつたにかかわらず、当方提案（要綱）の総則に掲けられた原則の結果、補償の対象となる財産の損害につき質問されているものとすれば、その金額は五億円程度と推測する。

(b)の損害について

連合国政府所有の財産は、その利益代表国の管理に付されていたので、日本政府に記録がなく、従つてその損害額の算定は困難である。連合国の大公使館等は、大部分賃借していたものである。連合国所有の大公使館等で焼失したものは20件程度である。この点から見て、その損害額は概ね十億円を超えないものと思われる。

2 について

- (i) 外貨債（の処理）については、債権者と協議の上別途措置をとる予定である。

- (ii) 債権に対する補償は、（円貨建債権のみならず）外貨建債権についても与える。

補償される債権は、敵産管理法その他連合国人を対象とする戦時特別措置により消滅せられたものに限る。この場合、補償は、円貨建債権については、その債権と同額の円貨をもつて、外貨建債権については、その債権額を補償金支払時の為替換算率によつて換算した円貨をもつてされる。右のような措置によつて消滅させられなかつた債権については、債権者は直接債務者に弁済を請求すべきである。債務者の支払能力低下による弁済不能については、日本政府は責任を負わない。

(v) 無体財産権

A 特許権

- (1) 開戦時に存在した実施契約に基く実施権者が支払うべき実施料については、2 (ii)による。
- (2) 戦時特別措置により日本政府が開戦時の実施権者以外の者に特許を使用せしめた場合は、日本政府は、開戦時に存した実施契約に定められた実施料（開戦時に実施契約が存しなかつた時は、類似の特許権について存した実施契約に定められた実施料）を参考としてその特許使用者が支払うべきものとして算出した実施料相当額を補償する。
- (3) 特許料の未払又は存続期間の満了によつて消滅した特許がその消滅後日本国内で使用された場合は、政府はその消滅した時以後通常の場合ならば存続したであろう期間の実施料相当金額を前項の算定方法によつて算定したものを補償する。
- (4) 前2項の補償金からは、その算定の基礎となつた実施契約に定められていた新技術の提供等の利益を戦時中受けられなかつたことによる特許の価値減少に相当する金額を控除する。
- (5) SCAP覚書に基く工業所有権戦後措置令（昭24.政令309号）は、開戦時の状態に連合国人の権利を回復するに当り、期間の延長と報酬又は損害賠償の請求とを権利者に選択させた。従つて同令によつて期間延長を選択した特許に対しては、補償は与えられない。

B 商標権

戦時特別措置による取消又は存続期間の満了により消滅した商標権については

その取消又は消滅の時以後日本国内でこれらの商標権が使用された場合は、日本政府は連合国人が受けた損害（使用者がその商標権を使用したことにより受けた利益に相当する額及び当該商標を使用したことによりその商標の信用をおとしたときはその信用を開戦時現在に回復するのに必要な経費）を補償する。

3 について

- (1) 損害額は平和条約発効時を基準として計算さるべきものとしたのは、貴草案によつたものである。しかし、今回の貴提案及びイタリア条約の例により支払日を基準とすることに異議ない。
- (2) 一時払に異議はない。しかしながら、この場合においては、ある年に過度の支払をしなければならない事態が発生する虞があるので、このような事態を避けるためたとえば1会計年度の支払限度を百億円とするよう規定を設けたい。
- (3) 平和条約の早期成立のため必要ならば、400 億円の限度を取り除くこともやむを得ないとする。しかしこの場合には、百パーセントの補償義務を日本は負担することになり、イタリア平和条約の場合よりも酷な結果となる。日本の補償限度を損害額の3分の2とする規定を設けることを容認されるよう希望する。

4 について

- (1) サブパラグラフ 1 による場合の計算の複雑さ—イタリアも実施上異常な困難に遭遇していると伝えられる—及び小株主に対する補償のため龐大な会社財産全部について調査するには過大な経費と時間とを必要とすることにかんがみ、簡易手続により補償することが連合国人たる株主及び日本政府双方にとつて利益であると考え、サブパラグラフ 2 によつて補償する余地を与えられんことを望む。
- (2) 株式等の損失補償について当方案 5 サブパラグラフ 2 を削除してサブパラグラフ 1 のみによる場合においても会社の多くは戦争損害に基き減資した後において増資により資本の補充を行つており又良好な会社経営により会社財産が増加しているものもある。これら補充分及び増加分は戦争の結果による会社の総損害より差引いて損害額を計算すべきものと考えている。

5 について

異議ない。新案文は次のとおりである。

「補償金の請求は、請求者の属する国の政府を経て、平和条約が日本国と請求者の属

する国との間で効力を発生した日から 18 箇月以内に、日本政府に提出しなければならない。」

6 について

本号の主旨は、たとえば、連合国人が所有していた家屋（複数）のうち 1 に補償すべき損失があつても他の家屋に戦時中日本人が大修理を加え開戦当時より価値を増加した場合に、前の家屋の損害により受くべき補償金額から後の家屋の価値増加分に相当する金額を差し引くにある。このことは公平の観念上理由あることと思う。再考を願いたい。

7 について

わが法案では滅失又は損害の額の査定は、特殊財産補償委員会でなす建前である。従つて、法案では、請求者が請求権を立証するために日本で生じた合理的な経費は、日本政府が負担すると規定するに止めたい。

8 について

開戦時に日本船に積載されていた連合国人の貨物で本邦（要綱 1 にいう本邦）に積戻りとなつたものの損害は補償する。

9 について

開戦時における連合国人の財産の承継人が平和条約発効時に連合国の国籍を有している場合には、その承継人は補償を受ける資格がある。

10 について

日本政府は、請求の準備及び立証に関し請求権者に必要な書類を、請求者の属する国の政府を経て、要求した場合は、課金なしで提供する。

11 について

国内法により独立の裁判所を設置することは、日本国憲法第 76 条の規定に反するからできない。要綱 10 は、関係連合国、日本及び中立国の国民から成る混合委員会を設け、この委員会を通じて紛争を最終的に解決するため、特に案件の多い連合国と日本との間に協定を結ぶことを予想して作成した規定である。

30 6月19日のダレス特使の要望

6月19日一すなわち、ロンドン米英会談終了(14日)の直後一ポンド参事官を往訪したところ、参事官は5月31日のわが方の回答に対するダレス特使の意見を伝えた。補償の範囲を広くしようとする気持のあらわに現われたものであった。また、大蔵省で補償額をしぼろうとしたところは拒否された。補償総額に対し最高限をおくことも(米原案にあったもの)、補償率を損害の三分の二とすること(イタリア平和条約の原則)も拒否された。そして、最後に「日本政府が、前記のコメントを念頭において、6月24日東京に到着する予定のアリソン公使の審議のため法律案全文を提出されたい」と要請してあった。すべて、これ、ロンドン会談の結果であること、もちろんである(注)。

(注) 51年7月20日作成の経過調書(6月のアリソン公使会談から7月13日平和条約案の公表まで)に、この覚書に接して「さびしい気持とならざるを得なかった」と記してある。

6月19日の米側覚書は、附録21として収録してある。その内容は、次のとおりである。

覚 書

以下は、1951年5月31日の日本政府の覚書により変更され、敷衍された「日本にある連合国財産の滅失又は損害の補償に関する法律案」の日本政府の要綱に対する意見である。

1. 日本政府は、押収された財産の損失についてのみ補償することを約束しているので、所有者に対して、損失が「戦争の結果として」生じたということを示すことは不必要であると信ぜられる。「戦争の結果として」という辞句は、補償の条件の一つとしては削除するか、又は、この辞句を、所有者が保険をかけたであろうと思われる自然的原因からの損失及び、財産の所持者が適当な注意をすることを怠ったことから生ずる損失を含むものと定義することが示唆される。
2. 「連合国人」とは、どこで法人化されたかを問わず、戦争開始の時に連合国がその全資本を有していた(但し、資格株(qualifying shares)とは無関係である)法人又は社団を含むと定義されるべきである。
3. 所有権上の利益に対する補償については、株式持分の戦前及び現在の価格の差を株

(38)

主に対する補償の方法として使用することは、円の購買力の低落の結果としての株式価格の一般的高騰の見地から受諾しえない。

4. 全補償額に対する制限を設けること又は、補償を損害総額よりも少い何らかの額に固定することは、受諾しえない。
5. 被害財産に対して行われた物理的改善のための補償からの減額は、受諾しうる。しかし同一の請求権者によつて所有された第2の(別の)財産の改善に基いて、ある財産についての補償を減額することは、受諾しえない。

日本政府が、前記のコメントを念頭に置いて、1951年6月24日に東京に到着することを期待されるアリソン公使の審議のため法律案全文を提出する準備ができるならば、感謝する。

31 連合国財産補償法案の立案

6月22日及び23日にわたり大蔵省作成の原案を基礎に協議して24日連合国財産補償法(案)を作成した。英文は、6月26日午後藤崎からポンド参事官に手交した。

和文及び英文は、附録22に収録してある。

32 日米専門家による法案の審議

米国政府は、この法案を審議するため、とくに国務省の専門家フレーリー氏を渡日せしめた。同氏を中心とするCPCのブレイク、スミス、ステイアー3氏、ESSのギリース、LSのバッシン、DSのフィン書記官諸氏とわが方の内田管財局長、佐々木課長、西村、藤崎の間に6月29日午後、7月3日午前、7月3日午後、7月5日午前の4回にわたつて討議した。第1回会議で先方から法案に対する意見を書き物として提出し、わが方も回答を書き物として第2回会議で提出し、先方もわが方も最終的意見を第4回会議で提出して調整をはかった。この遣り方は甚だヘルプフルであつた。

第1回会議で先方が提出した書き物には、一般的意見の外、各条について意見ないし提案が掲げてあつた。原文は、附録23に収録してある。

わが方が第2回会議で提出した回答は、先方の意見ないし提案に具体的に回答したもの

(39)

であつた。和文と英文は、附録 24 に収録してある。わが回答は、7 月 2 日外務大蔵両省協議の結果を管財局外国財産課竹内事務官が取りまとめたものである。

4 回に及ぶ会議を通じ先方の関心は、(イ)法案の適用をフランス人にも及ぼすこと、(ロ)補償すべき損害を戦争の結果たる損害に限らず地震とか風水害とかによるものまでも含むよう広くすること（わが方は最後まで 同意しなかつた）、(ハ)占領軍の行為に基く損害をふくませること（わが方は先方が書き物で提案した「財産が占領軍の手中にある間にうけた損害」には同意したが、論議の過程中バッシンなどが持ちだした占領軍の構成員の個人的行為に基くものは本法外の問題であるとして最後まで反対した）、(ニ)株式に対する損害の算出方法についてわが方の要綱が採用した方式にかえること（先方の要望に応諾したが、その代り株式会社の受けた損害の算出方法についてわが方の希望を容れさせた）などであつた。

詳細は、附録 25 として収録してある当時作成の議事要録について承知ありたい。

かようにして作成された法案（英文及び和文）は、7 月 7 日帰米の途についたフレーリー氏がワシントンに持参した（注）。

法案（英文及び和文）は、附録 26 に収録してある。

7 月 6 日法案をフレーリー氏に交付するに当つてわが方から「戦時特別措置」の内容を表示した文書と、敵産管理法によつて敵国を指定した大蔵省告示の表を同氏に交付したことを付記しなければならない。交付した文書—ともに英文—は附録 27 として収録してある。

（注） 備忘録の 7 月 6 日のところに、

「補償法案英文及び邦文をフレーリー氏その他へ、昨日の約束どおり、送付した（午後）。

なお、朝、大蔵省側から二点修正を希望してきた。フレーリー氏はこれを快諾した（藤崎氏が電話で連絡）、、、午後 6 時 45 分目黒公邸で、疲労して「明日にして呉れ」といわれる総理に時間を割いて貰つて補償法案が妥結して今朝先方に交付したことを報告し、また、

(イ) 条約の当該部分の表現

(ロ) 政府の通告を条約の公表（15 日前の予定）前に行う 必要があるので 10 日閣議報告の上通告する予定で進行すること

(ハ) 法案を関係政府に通達されるのはよいが、条約案と同時に公表されるのは好まないこと

を 7 日先方に通達することに同意を得た。」

と記入してある。上記の通達は、7 日午前外交部でフレーリー氏及びフィン書記官と会談の際行つた。

なお、6 日朝大蔵省申出の二つの修正が何であつたかは記録ではつきりしないが、英文及び和文は 6 日午後先方に交付されておるので、修正を加えたものが交付された筈である。

33 工業所有権に関する条項の修正問題

専門家会議で法案の作成を終つたあと、7 月 10 日大蔵省佐々木外国財産課長から藤崎課長に「条約案第 15 条の構成において『戦時中に侵害された工業所有権、に対する救済に関しては、(a)項から離れて(b)項において規定されている。日本政府は、かかる工業所有権に関しては (b)項の規定に従つて、1949 年政令第 309 号（その改正をふくむ）によつて与えられた利益を、条約発効後においても引続き確保する所存である。従つて(a)項に規定される『補償に関する法律、案（貴方と打合せた案）の条項中、工業所有権に関する条項第 9 条及び第 10 条並びにこれに関連ある他の条項中工業所有権に関する文言は削除するのが適当と考えるにいたつた。右貴方の同意を求める』趣旨を文書で申入れるよう希望があつた。

11 日正午から 2 時半まで大蔵省内田管財局長、佐々木課長、上田事務官と外務省西村、藤崎との間で議論を上下したあけく、この要求はもちださないことに決定した。

34 7 月 13 日補償法案の閣議決定

上述のようにして作成された補償法案は、7 月 13 日、先方から平和条約第 15 条の修正とともに至急法案を閣議決定するよう要請され、同日閣議で決定された。経緯は、次のとおりである。

7 月 13 日午後 2 時半来訪を求められた（西村）。外交部にボン・ド参事官を往訪すると、「日本政府が将来制定するであろう補償法案にリファアするとなれば、米英以外の関係政府まで法案の内容に対し意見をもちだすこととなり、20 日（サンフランシスコ会議）招請状の発出及び最終条約案の送付の予定を延ばさざるを得なくなろう。日本政府の立場の困難は了とするけれども、是非とも補償法案を閣議で決定し公表されたい。

条約には「1951 年 7 月 日日本内閣の承認した補償法案に従つて、、、、」という字句を用いたい」旨ダレス特使から電報があつたと伝え第 15 条の修正案文を手交された。「ことここにいたれば閣議決定に総理も同意されるであろう。決定は、次の閣議（火曜 17 日）でよろしいか」と問うたところ、参事官は「今、明日にしてみたい」という。三井本館から直接目黒公邸にゆき総理に説明。総理は心よく諾された。「岡崎官房長官に連絡して今日中に閣議決定をせよ」といわれた。幸い、当日午後 5 時から目黒公邸にデューイー・ニューヨーク州知事招待のパーティーがあつて全閣僚出席されたのでパーティー後各閣僚の署名を得て、同日夕刻、閣議決定を了した。

13 日閣議が補償法案を承認した旨は、翌 14 日書簡でボンド参事官に通達した。

ボンド参事官から受領した第 15 条の案文及び同参事官に交付した書簡（シーボルト大使宛）は、附録 28 に収録してある。

35 7 月 20 日の外交部連絡

7 月 20 日外交部フィン書記官から左の趣旨を通達された。附録 29 参照。

「確定的ではないが、英国側も法案に異存がないようである。条約最終案が発表される場合第 15 条は日本の閣議決定にリファーする方式となる可能性がある。この場合日本側でステートメントを出される必要があるのではないかと思いますので連絡する。

在京ミッションが法案を外務省にもらいにくるかも知れないから、それに応ずる用意をしておかれない。」

36 外貨債の連合国財産補償法の適用除外問題（法案の一部修正）

8 月 1 日 CPC ブレイクから電話で「補償法案は外貨債をカバーするものなりや否や、明かでない。解明するため 2 日会議したい」と申し越した。

8 月 2 日午前、CPC で会議した。出席者、先方 CPC ブレイク氏、キャリントン氏、LS バツシン氏、オット氏、DS フィン氏。当方、藤崎、大蔵省外債課荒川事務官外 1 名。（外国財産課長は会議終了後来着したので、会議の模様を話した）。先方から「外貨債で戦時中に抵当権を消滅せしめられたものの如きは、戦時特別措置を受けたものとして、こ

の補償法第 8 条による補償を受け得るのではないかと質問した。当方から「一般の金銭債権の損害に関する第 7 条では、抵当権を消滅せしめられた場合を規定しているのに対して、公債等の損害に関する第 8 条では、そういう場合を規定していない。従つて、そのような外貨債はこの補償法ではカバーされないと解している」と答えた。藤崎から「これらについては、すでに平和条約の第 18 条に規定がある以上、この方で行くべきすじではないか」との趣旨を述べた。

先方も結論において異存なく「外貨債を有する連合国人が平和条約第 18 条による弁済と補償法による補償をともに受け得ると誤解しても困るから、補償法でカバーされないことをはつきり法文の上に示したらどうか」ということであつた。当方、了承、3 日午前中に案文を提出すべきことを約した。

8 月 3 日午前、大蔵省外債課長及び外国財産課長は、約により、CPC のブレイクを往訪した。話は、前日以上に進まなかつた模様である。

8 月 4 日朝、CPC で会議。参加者、CPC ブレイク氏、キャリントン氏、大蔵省佐々木外国財産課長、上田外債課長、荒川事務官、外務省藤崎。

大蔵省で用意した案文は、次のようなものであつた。

Article 3

6. The provisions of the foregoing items shall not apply to public bonds or corporate debentures issued before the outbreak of war by the Japanese Government, its public organization or juridical persons incorporated under Japanese Laws or Ordinances before the war, and expressed in currency other than Japanese currency (which shall be referred to as “foreign currency” wherever used in this Paragraph and Paragraph 2 of Article 17 below) and/or those expressed in Japanese Currency which are made payable in Japanese currency under a special clause to that effect.

In Paragraph 2 of Article 17 “currency other than Japanese currency” (which shall be referred to as “foreign currency” wherever used in this Paragraph) shall read “foreign currency”.

この案文で一切の外貨債を補償法の適用から除外している点について、先方は「平和条約第 18 条で日本政府が債務に関する責任を負うのは、政府発行の外貨債と政府がその責

任であると後に宣言した外貨債のみである。従つて、政府発行のものと旧外貨債処理法により処理したものだけを除外すればよい。その他のものは、補償法で補償したらよい」といつた。上田外債課長は「政府発行のものと政府が引受けたもの以外の外貨債の処理については別に立法する予定である」と説明した。先方は「なぜこの補償法でやつていけないのか」といつて、意見が一致しなかつた。藤崎から「平和条約第 18 条第 2 項では、日本政府は、本来政府の責たるべきもののみならず、普通の私的な外貨債についても、支払を容易にするという責任を負っている。両者の間に区別が設けられていることは事実だが、連合国人の立場からしても、後から日本国の責任であると宣言されたか否かということが、支払ないし補償について取扱を全く違えるほど本質的な差異と認められるというわけか」と反問した。キャリントンは「政府は、その責任であるものだけについて責任を負えばよいので、私的な会社の外貨債については、当該関係者に任せておけばよい。ただ外貨払の手續を容易にしさえすればよい」といつた。藤崎から「私人間の債権債務関係なりという貴方の考え方を貫けば、補償法の適用も受けられなくなるではないか」と反問したところ、キャリントンは「補償法の第 17 条で補償を受けることになつていないのではないか」といつた。藤崎から「補償法の建て方は、政府に何等かの責任があることを前提にしてゐる。補償すべき損害の範囲もはつきり第 4 条でしぼつてある。従つて、外貨債の全部がこの補償法でカバーされることはできない」と述べた。ブレイクもキャリントンも納得して、修正案を了承した。ただ、大蔵省案は、補償法案の他の部分と用語が違つていたので、条文を修正した。新案文は、8 月 6 日先方に交付した。その際フィン書記官は「今になつてこれをワシントンに送ることのアドバイザーリティを疑問に思つている」との趣旨を述べた。

もつとも、大蔵省部内では、別の意見もあつたらしく（前日理財局と管財局と大いに論議したといつていた。理財局長は、一切の外貨債を補償法からはずして、イタリアの場合のように、すべて借換で行く途を残したいという意見であり、管財局の方では、その間に一線をひいて、私的な外貨債については、この際外貨による弁済を考えてもよいではないかとの意見もあつたらしい）。8 月 1 日、2 日、4 日の会談の要録は、附録 30 に収録してある。

8 月 6 日先方に交付した新案文および同日の会談要録は、附録 31 に収録してある。

37 連合国財産補償法案のテキストの提出

8 月 13 日西村（藤崎同道）、先方の求により外交部にフィン書記官を往訪した際、同書記官は、既に前章で説明した平和条約第 15 条(a)の最終案文と同時に連合国財産補償法案の日本語と英文テキストの認証謄本を入手したい旨及び法案の秘扱を廃止されたい旨の要請を述べた文書（附録 15 参照）を交付した。

8 月 14 日、前日の約に従い、フィン書記官に法案の和英両文のテキストの認証謄本各 2 通（邦文は内閣官房総務課長、英文は外務省文書課長がサーティファイした）をとどけた。また、法案の発表ぶりに関する日本政府の希望を述べた書きものを手交した。

日本政府の希望は、法案が利害関係者に交付されることに異存はないが、法案の新聞公表の場合には改めて協議してもらいたい。来る 8 月 16 日に開会の予定の国会の閉会日と平和条約調印後招集される国会の開会日との間がいいであろうという趣旨である。

全文は、附録 32 に収録してある。

38 8 月 25 日の先方の法案修正申出

8 月 25 日求めによりフィン書記官を往訪したところ、ワシントンからの訓令によるとして、法案に数多の修正を加えるよう提案した。

修正提案は、英、加、米三国政府のため米国政府によつてなされたものである。先方が交付した文書は、提案された修正が実質的な修正でないといひ「もし提案された修正が実質的なものと認められる限り日本政府はこれらの修正を遵守する条約上の義務はない。条約上の義務は 7 月 13 日閣議の承認した法案に明定される条件に限定される」とことわつている。

提案された修正は、次のとおりである。

(1) 第 2 条 5

「特許権」の次に「意匠権」を加える。

(2) 第 3 条 5

「但し、承継人が損害の生じていた財産を承継した場合には、譲渡人は国内法に基

ずく譲渡人と承継人との間の義務を損することなく本法に基ずく補償請求権を保有するものとする」を加える。

(3) 第 3 条

日本政府が希望するならば、6 として左記を加える。

「前諸項の規定は、日本国の戦前の対外債務及びその後日本国の債務と宣言された団体の債務については適用しない」

(4) 第 4 条 1 の (1)

「hostility」のあとのセミコロンを削り「日本国又は日本国と戦争し、若しくは交戦状態にあつた国の」を加える。

(5) 第 4 条 1 の (3)

「善良な管理者の注意を怠つたこと」を削つて「相当の注意を怠つたこと」とする。

(6) 第 4 条 1 の (5)

「及び」を「又は」と代える。

(7) 第 4 条 2 ⅰ

「本邦内に直接陸揚げされたもの」を「本邦内に陸揚げされたもの」とする。

(8) 第 5 条以下

「損害額」なる文字を「損害補償額」と代え「補償時」を「補償支払時」に代える。

(9) 第 5 条 2

「買い入れる」の前に「本邦内で」を加える。

(10) 第 9 条

表題を「工業所有権の損害」と改める。

6 として「第 1 項から第 5 項までの規定は、実用新案権及び意匠権について準用する。特許権者あるときは意匠権又は実用新案権の所有者を指すものとする」を加える。

(11) 第 17 条 2

「円貨以外の通貨」を「外貨」とする。

(12) 第 18 条 1

「5 週間内」を「3 月以内」に改める。

(13) 第 18 条 3

「連合国」を「当該請求権者の政府」とする。

(14) 第 19 条

「10,000,000,000」を「ten billion」に改める。

39 8 月 27 日の先方の法案修正申出

さらに 8 月 27 日、フィン書記官は、次の修正提議を伝達した。

(1) 第 3 条 4

「連合国である場合の外」を加える。

(2) 第 21 条

「、、補償金には」の「補償金」の次に「又は補償金について連合国人に」を加える。

なお、同時に先方は国務省から補償法案の新聞発表を希望しているので日本政府が同意するよう要望した。

8 月 25 日及び 27 日フィン書記官から受領した文書は、附録 33 に収めてある。

40 8 月 29 日のわが方の意見

外務、大蔵両省間に協議の結果、8 月 29 日わが方は先方の修正申出に対するわが方の見解を伝達した。

わが方の文書は、法案の国会提出に関する閣議の決定を留保した上、次のように述べている。文書は、附録 34 として収録してある。

8 月 25 日付先方申出の分

1. 第 2 条 5

同意。“patents”の後に“utility models, designs”を加える。

2. 第 3 条 5

貴提案の趣旨に異議ない。第 5 項に次の文言を付加したい。

However, in cases where the successors have succeeded to property which has suffered damage, this shall apply only if they have succeeded

to the claim for compensation for the relevant damage as well as to such property.

3. 第3条

第6項として次を加えたい。

6. The provisions of the preceding five paragraphs shall not apply to those public loans and debentures and the interest right accrued to them to which the provisions of the Law relating to the Treatment of Foreign Currency Bond (Law No. 60 of 1941—abolished) have been applied.

4. 第4条1の(1)

同意

5. 第4条1の(3)

同意

6. 第4条1の(5)

異議がある。

and を or に変えると、連合国占領軍が当該財産を使用した期間中に生じた損害で、例えば風水害に基くものように、不可抗力によるものまでも賠償しなければならないことになる。これは議論すみの問題である。

7. 第4条2

同意

8. 第5条以下

原案を維持したい。

9. 第5条2

同意

10. 第9条

趣旨に反対しない。

Subtitle を “Damage to Industrial Property Rights” と改める。

第6項として次を加える。

“6. The provisions of paragraph 2 to the preceding paragraph inclusive shall be applied mutatis mutandis to utility models and designs’ ”

11. 第17条2

“currencies other than the Yen” の後に “(hereinafter in this paragraph referred to as “foreign currency”)” を加える。

12. 第18条1

同意

13. 第18条3

同意

14. 第19条

同意

8月27日付先方申出の分

15. 第3条4

同意

16. 第21条

趣旨に反対しない。

案文は次のように改める。

No tax shall be imposed on any Allied National for receiving the compensation in accordance with this law.

17. 平和条約の用語と統一を保つため、次のような修正をしたい。

(イ) 第2条を次のように改める。

In this Law, “the Allied Power” means the Allied Powers as provided for in Article 25 of the Treaty of Peace with Japan signed at San Francisco on September (date), 1951.

(ロ) “at the time of the commencement of the war” を “on December 8, 1941” と改める。

41 10月3日の先方の提案

10月3日、先方は、補償法案第4条第5項を次のとおり修正したい旨を提議してきた。同時に従前わが方から申し入れてあつた提案や意見に対し次のとおり回答した。

1 補償法案第 4 条第 5 項を次のとおり改める。

「連合国占領軍が当該財産を使用した期間中に生じた損害で連合国占領軍が相当の注意を怠つたこと又は連合国人が当該財産を保険に付することができなかつたことに基因する損害」

2 第 21 条に対する日本政府の意見について国務省は意見を留保する。

その他の点についての日本政府のとられた立場及び日本政府の 2 箇の追加修正提議に同意する。

3 イギリス及びカナダ政府の見解は追報する。

4 紛争解決に関する協定案に対する意見は別に通報する。

藤崎がフィン書記官から受領した文書は、附録 35 として収録してある。

42 10 月 16 日のイギリス及びカナダ政府の意見

前述のように 10 月 3 日のアメリカ政府の意見書に「追報する」とあつたイギリス及びカナダ政府の意見は、10 月 18 日フィン書記官から藤崎に交付された。交付された文書の日付は 10 月 16 日である。

文書は、附録 36 として収録してある。要旨は次のとおりである。

(甲) イギリス政府

- (1) 平和条約第 15 条(a)にならい 1941 年 12 月 8 日の代りに 1941 年 12 月 7 日を使用する。
- (2) 「損害額」を「損害補償額」と改める。
- (3) 「補償時」を「補償金支払時」と改める。
- (4) 第 21 条を次のように改める。

「この法律により連合国人が受領する補償金については当該連合国人に対し租税を課することができない。またこの法律により連合国人が受領する補償金には租税を課することができない」

(乙) カナダ政府

- (1) 第 3 条第 1 項の subject を subjected と改める。
- (2) 第 3 条第 3 項の a piece of なる文言を削除する。

- (8) 第 3 条第 5 項に日本政府が追加方提案してある条項に「譲渡証書に別段の規定がない場合には補償請求権は譲渡人に残されたものとみなす」 In the absence of specific reference to the contrary in the instrument of transfer the claim for compensation shall be deemed to have remained with the transferor.

- (4) 第 16 条第 3 項の payment to the Japanese Government を payment by the Japanese Government と改める。

- (5) 第 16 条第 4 項の demanded to the Japanese Government を demanded from the Japanese Government と改める。

(丙) 以上を除いてイギリス及びカナダ政府は日本政府の意見に賛成する。

(丁) 国務省はイギリス政府の意見(2)に賛成しない。理由は日本政府と同じである。

イギリス政府の意見(4)に賛成する。日本政府がイギリス政府の提案を拒否するならば第 21 条の現在の文言が日本政府の意見書に提案されている文言よりもいいと思う。

(戊) 第 4 条第 5 項の修正案の末尾を inability of Allied national to insure property と改めたい。

43 10 月 18 日のわが方の意見

10 月 16 日の先方の修正提案に対しわが方は 18 日に次の趣旨を回答した。

先方に交付したわが方の文書は、附録 37 として収録してある。

1) イギリス政府の提案について

(A) 趣旨に反対しない。日本の国内法では昭和 16 年 12 月 8 日 (1941 年 12 月 8 日) と規定するのが慣例である。日本の 1941 年 12 月 8 日はイギリスの 1941 年 12 月 7 日に該当する日時である。だから、イギリス語の法文では “December 7, 1941” と訳すことにしたい。

(B) 異議がある。4 に表示されている国務省の見解をよしとする。

(C) 同意

第 15 条 1 で “the time of compensation” の後に “(meaning here and herein-

第2章 在日連合国財産

after the time of payment of compensation by the Japanese Government in accordance with the provisions of Article 16, paragraph 1 or 4)”を加える。

(D) 同意

第21条を次のように改める。

Article 21.

(Exception concerning Taxation)

No tax shall be imposed on the compensation which may be received by Allied nationals in accordance with this Law.

2. No tax shall be imposed on any Allied national in respect of compensation received in accordance with this Law.

2) カナダ政府の提案について

(A)、(B)、(D)、(E) 同意

(C) 異議がある。

第3条5はカナダ政府の意見書に挙げられているような場合をふくむものと解釈すべきである。当然ともいうべき字句を追加する必要はない。

3) アメリカ政府の提案について

同意

第4条1の(5)は次のように改める。

(5) Damage suffered while in use of the Occupation Powers owing to lack of due care on the part of the Occupation Forces or the inability of an Allied national to insure property.

44 連合国財産補償法の公布

このようにして作成された連合国財産補償法案は国会の可決をへて、昭和26年11月26日の官報をもつて法律第264号として公布された。

なお、その英文官報には、11月30日付条第500号をもつて外務次官から内閣官房長官あて次のように申しおくれた結果、彼我の交渉の基礎とした英文が掲載された。

「日本国との平和条約第15条(a)に引用されている本年7月13日閣議決定の連合国財産

(52)

第3章 平和条約第15条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定

補償法案は、米国その他の連合国政府と折衝の上作成されたもので、接衝は英文について行われその英文は、さきに日本政府の公式の英訳文として連合国側に提出してある。国会を通過した補償法は無修正であつて、さきに連合国側に提出した英文と同一内容のものである。よつて、連合国財産補償法の英訳文を英文官報に掲載するに当つては、連合国政府に公式英訳文として提出したものをそのまま採用されるよう特に願ひする。」

英文官報に掲載された連合国財産補償法の英文は、附録38に収録してあるとおりである。

第3章 平和条約第15条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定

45 アメリカの原案—仲裁裁判所案

請求権に関する紛争は国際司法裁判所所長の指名する3名の中立国法律家をもつて構成される仲裁裁判所に付託する、というのがアメリカの原案であつたこと、第2章にすでに説明したとおりである。アメリカの原案は、附録3に収めてある。

46 わが方の立場

わが方は、これに対し、3月16日の文書で、仲裁裁判所に代ゆるに混合委員会をもつてすることが实际的であろうとの見解を回示した。これまた、第2章ですでに説明したところであり、わが回示した意見は、附録10に収めてある。

47 アメリカの混合委員会受諾

アメリカは、3月23日の文書で、わが混合委員会案に同意した。但し、「現在、この点について、最終的コミットメントを与えることはできない」とことわつていた。これまた、すでに第2章で説明したとおりであり、アメリカの回答は、附録11に収めてある。

48 アメリカの協定案の提出

8月25日、連合国財産補償法案に対する米、英、加3国政府の修正提案（上掲第2章

(53)